

# 扶養事実申立書Ⅱ（認定対象者の収入の詳細）

・認定対象者が、扶養手当の支給対象となっている子又は養子（続柄②又は続柄③）のうち、認定日の属する年度の到達年齢が18歳以下の者で、収入がない者のとき、この申立書は提出不要です。

・被扶養者認定を希望する者（認定対象者）の各収入について、事実に基づき「ない・ある」等に○をしてください。

・収入が「ある」又は「手続中」の場合は詳細を記入のうえ、事実確認ができる書類を添付してください。

事実確認ができる書類は各項目の右側の欄に記載していますが、状況によっては追加書類の提出をお願いすることがあります。

組合員等 記号・番号	—	組合員 氏名	認定対象 者の氏名	
<b>1. 給与、賞与、賃金、報酬、アルバイト、手伝い収入など、雇用主から労働の対価として支払われる収入</b>				
ない・ある	給与月額	年額見込	万円	「労働条件等証明書」 ※勤務先が複数のときは、全勤務先分 ※所得証明書に退職した勤務先の収入が 載っている場合は、退職日がわかる書類 (源泉徴収票、退職証明等)が必要
<b>2. 年金収入</b>				
ない・ある・手続中・繰下中	①老齢年金	決定額	円	添付書類 ・最新の決定額がわかる書類（決定通知書または改定通知書）の写し  ・決定額に変更がなく、改定通知等がない年度は、最新の送金通知の写し  (注) ・決定額が0円の場合も、決定通知を提出のこと ・源泉徴収票は決定額がわからないため、確認書類として認めない
ない・ある・手続中・繰下中	②老齢厚生年金	決定額	円	
ない・ある・手続中・繰下中	③共済年金	決定額	円	
ない・ある・手続中	④遺族年金	決定額	円	
ない・ある・手続中	⑤障害年金	決定額	円	
ない・ある・手続中	⑥恩給、農業年金、 その他公的年金	決定額	円	
ない・ある・手続中	⑦企業年金	決定額	円	
<b>3. 農業、事業、不動産、その他営利収入</b>				
ない・ある・廃業	⑧農業収入	収入額	円	(注)収入額は、直近の確定申告の総収入から共済組合の認める経費のみをひいた額。マイナスは0円とする。 添付書類・次の①②の写し(税務署の受付印があるもの。メール提出のときは税務署に提出した日付がわかるもの) ①確定申告書または市民税の申告書 ②収支内訳書または青色申告書等の経費がわかる書類 ・廃業の場合は、廃業届の写し
ない・ある・廃業	⑨事業収入	収入額	円	
ない・ある・廃業	⑩不動産収入	収入額	円	
ない・ある・廃業	⑪雑収入のうち、営利収入 (謝礼、報酬、料金、売上等)	収入額	円	
<b>4. 利子、有価証券、株式等</b>				
ない・ある	⑫利子所得、有価証券等利息、 株式等の配当金	収入額	円	添付書類 確定申告書、証券会社からの通知等の金額が確認できる書類(写)
ない・ある	⑬株式等の譲渡所得	収入額	円	
<b>5. 雇用保険等</b>				
ない・ある	⑭受給中の失業給付	日額	円	添付書類 ・雇用保険受給者証(全面)の写し ・給付期間の延長申請をしている場合は、その事実がわかる書類の写し
ない・ある	⑮失業給付の受給資格	受給予定 年 月頃から		
ない・ある	⑯雇用保険のその他給付	日額	円	
<b>6. 休業給付</b>				
ない・ある	⑰受給中または受給見込の 傷病、出産、休業その他の給付	日額	円	添付書類 給付日額および給付期間等がわかる証明書
ない・ある	⑱災害補償基金からの受給中または受給見込の給付	日額	円	
<b>7. 公的年金、営利収入以外の雑収入(⑳は具体的に内容・金額を記入)</b>				
ない・ある	⑲個人年金、 生命保険の払戻金等	( )	円	※被扶養者の収入額に含めないが、その事実を証明する書類(通知書の写し等)が必要
ない・ある	⑳		円	添付書類 内容・金額等がわかる書類
<b>8. その他の収入等(具体的に内容・金額を記入)</b>				
ない・ある	㉑		円	添付書類 内容・金額等がわかる書類
<b>9. 【確認事項】の内容について、該当に○をしてください</b>				
はい・いいえ	【確認事項】収入の有無について、組合員が認定対象者本人に事実確認をしましたか。記入内容に誤りがあったときは、認定後であっても直ちに訂正の申告を行ってください。			